

東浦町受験生等インフルエンザ予防接種費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、受験、就職等の進路決定を控えた重要な時期のインフルエンザの発症又は重症化を予防するため、中学校又は高等学校の第3学年の学齢に相当する者（以下「受験生等」という。）が受けるインフルエンザ予防接種の費用の一部を補助する東浦町受験生等インフルエンザ予防接種費用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する受験生等の保護者とする。

- (1) 受験生等及び保護者のいずれもがインフルエンザ予防接種を受けた日（以下「接種日」という。）及び第4条による申請をする日において、町内に住所を有していること。
- (2) 受験生等が補助金の交付を受けようとする年度の10月1日から同年12月31日までの間に、町内の医療機関において、インフルエンザ予防接種を受けていること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、受験生等1名につき年度当たり2,000円（他の補助等を受けている場合であって、インフルエンザ予防接種の費用のうち現に負担した額が2,000円に満たないときは、当該負担した額）を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

(交付申請及び請求)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町受験生等インフルエンザ予防接種費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、接種日の属する年度の1月31日までに町長に提出するものとする。

- (1) 領収書の写しその他のインフルエンザ予防接種費用の支払いを証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、東浦町受験生等インフルエンザ予防接種費用補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月8日から施行する。